



放置駐車違反について

「放置駐車」とは？

⇒運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態をいい、時間的・距離的な基準はありません。

駐停車又は駐車を禁止する場所（指定）

次の道路標識のある道路（車道）における駐（停）車は禁止されています。
 ただし、道路標識等により駐車可とされている場合や指定外の時間帯、補助標識等により除外されている時間又は曜日等は除きます。

（普通車の場合：駐停車禁止違反…**違反点数3点、反則金18,000円**
 駐車禁止違反…**違反点数2点、反則金15,000円**）

駐停車禁止



駐車禁止



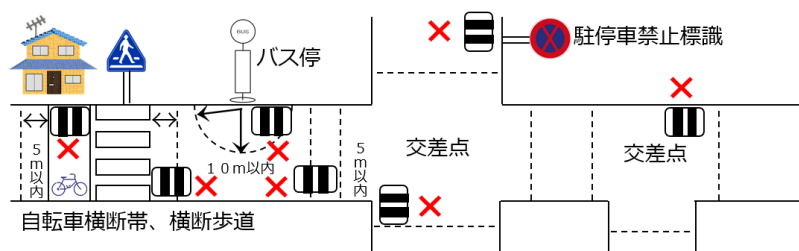
【時間指定の場合の例】

8時～20時まで
駐停車禁止



駐停車を禁止する場所（法定）

※主な駐停車禁止場所の例



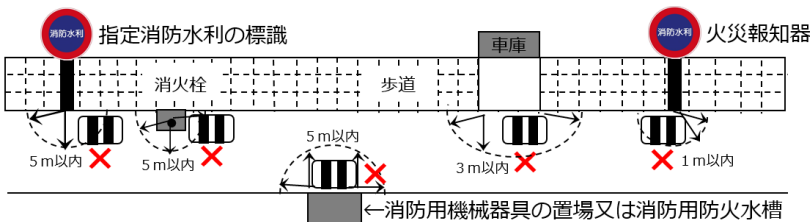
道路標識がなくても、下記の場合は駐停車が禁止されています。

（普通車の場合：**違反点数3点、反則金18,000円**）

1. 道路標識又は道路標示により停車及び駐車が禁止されている道路の部分
2. 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内（通常は路面電車の線路部分）、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
3. 交差点の側端又は道路のまがり角から5m以内の部分
4. 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
5. 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
6. バス停から10m以内の部分
7. 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

駐車を禁止する場所（法定）

※主な駐車禁止場所の例



道路標識がなくても、下記の場合は駐車が禁止されています。

（普通車の場合：**違反点数2点、反則金15,000円**）

1. 駐車場や庫車などの自動車の出入口から3m以内の部分
2. 道路工事が行われている工事区域の側端から5m以内の部分
3. 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの出入口から5m以内の部分
4. 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5m以内の部分
5. 火災報知器から1m以内の部分

無余地場所

※主な無余地場所の例



道路（車道）の左側端に沿うなど正しい方法で駐車した場合でも
 車両の右側の道路（車道）上に原則3.5メートル以上の余地が
 ない場所における駐車は禁止されています。

（普通車の場合：**違反点数2点、反則金15,000円**）

※ 自動車内に乗員がいるかどうかは違反の成立要件ではありません。違法駐車はやめましょう。

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】

投稿フォームはこちら

[www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/
inquiry/inquiry09/](http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/)

